

《ダイジェスト版》 新型コロナウイルス感染防止対策について

※以下はあくまでも「概要」ですので、詳細は「新型コロナウイルス感染防止対策（第6報）」をご確認ください。

- (1) 起床後、就寝前、必ず1日2回体温測定をし、「**体調管理カード**」に記入してください。また、「**行動記録カード**」を利用して、毎日、自分の行動履歴を記入してください。登校時には、必ず「体調管理カード」を持参してください。
- (2) 「**発熱(37.5℃以上)**」、「**軽い風邪症状**」がある方は登校を控えてください。それにより欠席した授業は、補講等の対象とします。
- (3) 学内では必ず**マスク**を着用してください。また、玄関等では**手指消毒**をしてください。
- (4) 「飛沫感染」を防ぐため、他の人と「**2m**」以上離れるようにしてください。
- (5) ロッカー室の使用は、教科書等の出し入れなど短時間で済むことのみとし、室内に長居しないでください。また、ロッカー室内での発話は禁止します。
- (6) 学内での食事は禁止しませんが、できるだけ控えてください。
- (7) 不要不急の道外への移動は自粛しましょう。また、「感染者が多い地域」への移動は原則禁止とします。
- (8) 感染防止に最大限配慮した上で、部活動・課外活動を認めますが、飲食・宿泊を伴う活動は自粛してください。また、活動する際はその内容を必ず顧問に説明し、許可をもらった上で活動してください。
- (9) 当面の間、コンパ、打ち上げ、会食は自粛するよう要請します。
- (10) アルバイトを一律に禁止するわけではありませんが、三密のいずれかに該当するアルバイト、人と接するにもかかわらずマスクが着用できないアルバイトは、引き続き自粛を強く要請します。

以上